

1. 下水道使用料を改定します

河内長野市では、平成23年4月1日の改定から8年にわたり現行使用料にて経営を維持してきました。これからも健全な経営により、市民の皆さまの快適な生活環境、安全・安心な下水道サービスの提供を継続するため、下水道使用料を見直すこととしました。

この度、平成31年4月1日より下水道使用料の改定を決定し、使用料が平均改定率20%の値上げとなります。

改定を行う理由は、次の2点です。

- ◆過去に公共下水道の整備した借金返済（企業債償還）に充てる資金確保
- ◆下水道施設の老朽化に伴う長寿命化対策の推進と維持管理に係る資金確保

※水道料金の改定は、ありません。

下水道使用料の改定額（1ヶ月あたり）

下水道使用料			
区分	排水量	現行使用料	改定使用料
一般汚水	基本料金	510円	612円
	従量料金	1m ³ につき	1m ³ につき
	1m ³ ～10m ³	29円	35円
	11m ³ ～20m ³	132円	158円
	21m ³ ～30m ³	140円	168円
	31m ³ ～40m ³	146円	175円
	41m ³ ～50m ³	176円	211円
	51m ³ ～100m ³	206円	247円
公衆浴場	1m ³ ～300m ³	22円	26円
	301m ³ 以上	23円	28円

使用料の額は、各使用月において使用者が排除した汚水の量により算出した額に消費税の額及び地方消費税の額に相当する額を加算した額

1ヶ月の使用量別改定額（消費税相当額含む）

使用水量(m ³)	現行(円)	改定後(円)	差(円)
10	864	1,038	174
20	2,289	2,745	456
50	7,279	8,728	1,449
100	18,403	22,066	3,663
200	43,891	52,630	8,739
500	120,355	144,322	23,967
1,000	247,795	297,142	49,347
2,000	502,675	602,782	100,107

2. 下水道事業とは

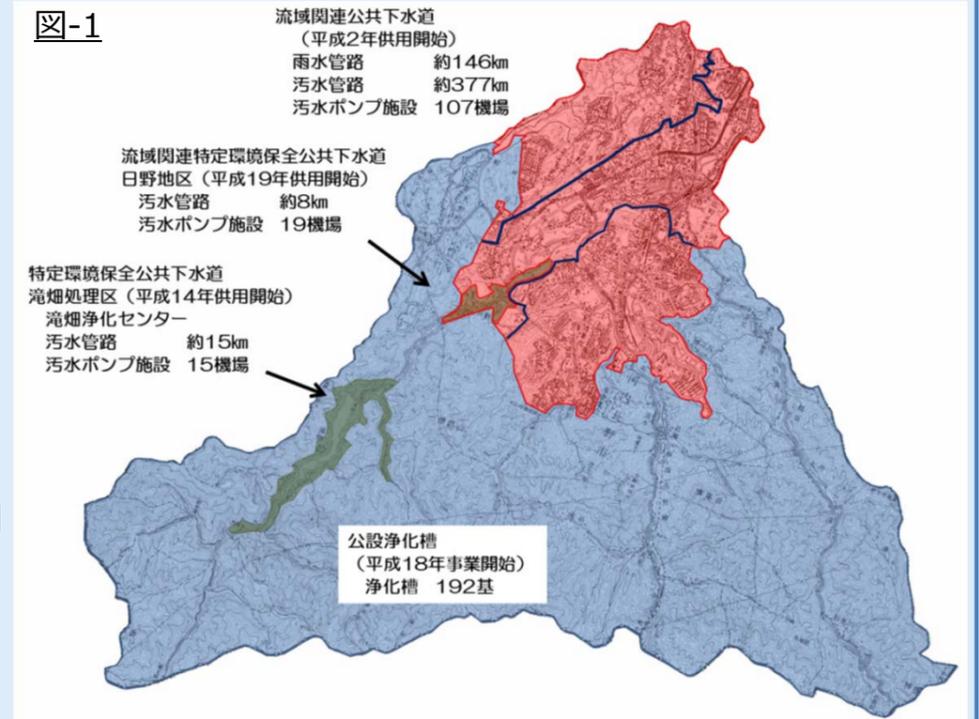
(1) 河内長野市の下水道とは

- 家庭や学校、ビルや工場から汚れた水「汚水」と「雨水」
 - ・河内長野市では、分けて排出している「分流式下水道」で整備
 - ・雨水は浸水対策を目的（川へ放流）
 - ・汚水は生活環境の改善と川などの水質保全を目的（図-1）
 - 大阪府が運営する「狭山水みらいセンター」（大阪狭山市）で処理（流域関連公共下水道）
 - 滝畑処理区のみ「滝畑浄化センター」で処理（特定環境保全公共下水道）
 - ・現在、下水道人口普及率は92.8%（平成30年3月）
- 下水道の整備されない地域及び相当遅れる地域は、浄化槽を整備

(2) 下水道事業の現状

- 下水道使用料の減収（図-2）
 - ・今後の人口減少
 - ・節水機器の普及
 - ・ライフスタイルの変化
- 過去に集中的に実施した下水道の整備による企業債（借入金）の返済額の増加（図-3）
- 施設の老朽化に伴う管路の改修や維持管理の費用の増加
 - ・道路陥没の予防
 - ・災害対策（耐震化）の実施
 - ・水みらいセンターの維持管理費の増加

下水道事業の経営環境は年々厳しさが増している



(3) 下水道使用料の基本的な考え方

- ①雨水排除に係る処理費用は公共的な役割があるので税金（公費）
- ②汚水排除に係る処理費用は生活排水を排出する原因者の下水道使用料（私費）

図-2 有収水量及び使用料収入の実績と将来の見通し

※有収水量は、収入の対象となる水量



図-3 企業債（借入金）の返済額と残高の推移



3. 下水道事業のこれまでの経営効率化の取り組み

- (1) 水洗化の促進により使用料収入を確保
- (2) 維持管理の委託化により人件費を削減
- (3) 開発団地の汚水処理施設の廃止により維持管理費の削減
- (4) 水道事業との組織統合により人件費を削減（平成26年度）
- (5) 管路維持管理の包括的民間委託により事務を効率化（平成26年度）
- (6) 公営企業会計^{*}の導入による、経営の効率化、透明化（平成28年度）

^{*}民間企業と同様の複式簿記による会計

これまでの取り組みにより、下水道使用料は平成23年度の改定（平均改定率14.4%）以来現在まで堅持

4. 下水道事業の持続的な経営に向けて

- (1) 下水道事業経営の状況
 - 経営状況は、平成28年度以降赤字の状態
平成28年度には資金不足の解消のため水道事業から3億円の借入
 - 今後の収支見通しにおいても、平成35年度には約16億円の資金不足となる見込み
平成40年度には約34億円の資金不足となる見込み（図-4）
- (2) 下水道事業の経営安定のために
今回の下水道使用料の改定は、今後5年間の資金不足を解消（図-5）
 - 下水道未普及地区の解消（平成36年度目標）[一部を税金で負担] ⇒ 快適な生活環境
 - 下水道施設の延命化や適切な維持管理 ⇒ 安全・安心
 - 水洗化率の向上・経営の効率化 ⇒ 安定・経営基盤の強化

図-4 下水道事業の今後の収支見通し 【使用料改定前】

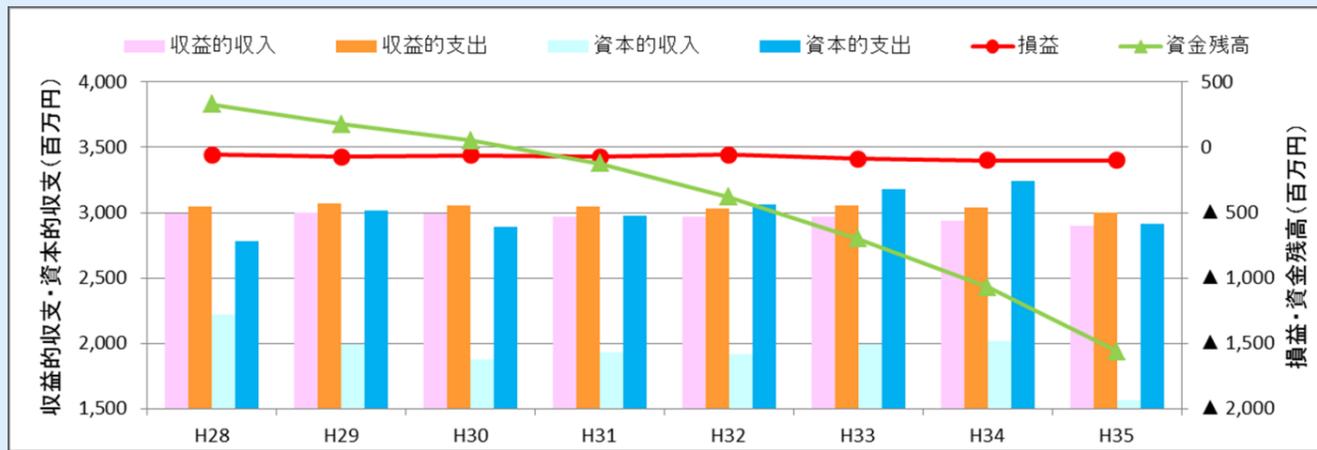
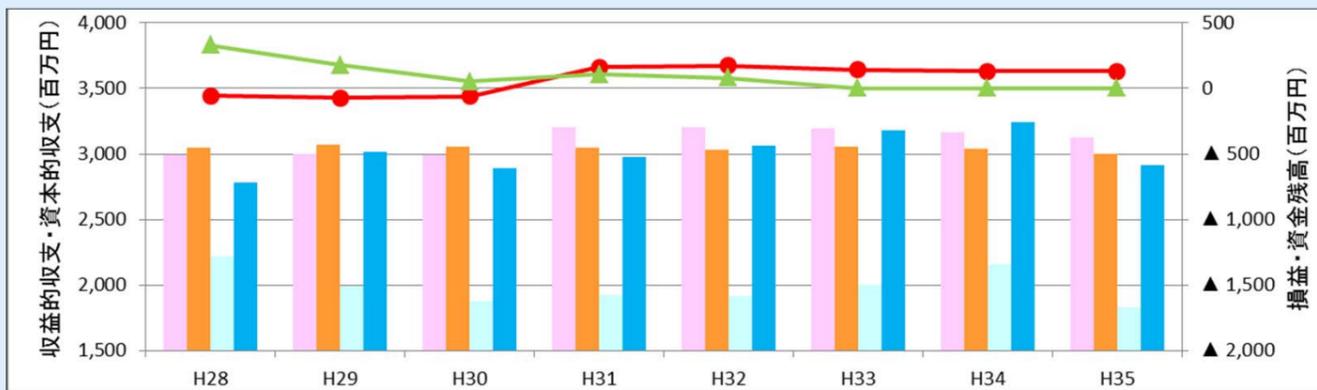


図-5 下水道事業の今後の収支見通し 【使用料改定後】



5. 今後の下水道のビジョン

下水道は、清潔で快適な生活を送るために、また、想定される災害に備え、重要なライフラインのひとつとして、老朽化した下水道施設を健全な状態に保ち、適正な維持管理を実施することが責務と考えています。そのためには、今後、下記に示す具体的な取り組みを10年間で実施してまいります。

今後の下水道事業としての具体的な取り組み

